

地域で継続!!

健康づくりは銭湯で

健康入浴推進事業事例集



平成 21 年 3 月

財団法人全国生活衛生営業指導センター

健康入浴推進事業とは？

平成16年4月、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の改正により、国や地方公共団体は、「住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするように努めなければならない。」と規定されました。

また、同時に公衆浴場の経営者に対しては、「国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めること」が求められました。

この法律改正に基づき、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」と表記）に対して、公衆浴場における健康増進に関する取り組みを普及させるためのモデル事業を実施するための予算措置がされています。

都道府県指導センターが実施する「健康入浴推進事業」とは、公衆浴場の経営者、地方公共団体等の関係者が、地域住民に対してモデル的な取り組みを実施し、地域における公衆浴場を活用した健康増進に関する取り組みを普及させる事業です。

様々なモデル事業

「健康入浴推進事業」は、平成16年度から実施されている事業です。

事業の実施当初におけるモデル事業は、都道府県指導センターが「健康入浴推進員」を養成し、公衆浴場に地域の高齢者等を集め、脱衣所において健康に関する指導・相談や体操を行い、健康増進のための入浴方法の普及を図る内容でした。

しかし、最近では、「対象を高齢者に限らない」、「体操の代わりに輪投げ等の軽体操を行う」、「スポーツイベントとのタイアップ」等、地域事情や参加者の声を反映した様々な内容のモデル事業も実施されています。

これから取り組もうとする都道府県指導センターや公衆浴場の経営者の皆様も、「健康」と「入浴」をキーワードに新たな形の健康入浴を考えましょう。

健康入浴推進事業が目指すもの

都道府県指導センターが実施する「健康入浴推進事業」は、健康入浴の取り組みを普及させることが目的です。

本事業が最終的に目指すべきことは、モデル事業の実施後において、公衆浴場業界や地方公共団体が一体となり、自主的に健康入浴に関する取り組みを実施していくことにあります。

従って、「健康入浴推進事業」の実施主体である都道府県指導センターにあっては、事業終了後も、地域と公衆浴場が協力して自主的に健康入浴に関する取り組みを続けていくよう配慮する必要があります。

また、モデル事業に参加する公衆浴場業界も同様に、モデル事業実施後において、それぞれの公衆浴場が健康入浴に取り組むための地域への働きかけ、営業者に対する普及を心がけてください。

【健康入浴推進事業実施時における留意点】

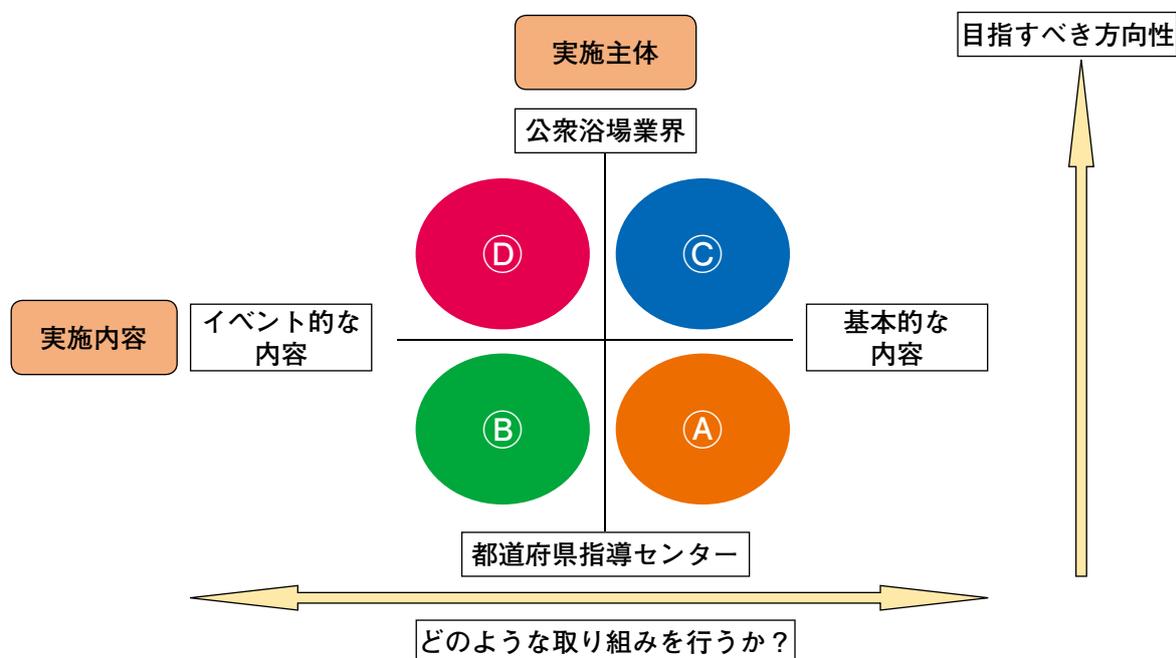
○ 目指すべき方向性

モデル事業の実施主体は、都道府県指導センターになります。

都道府県指導センターは、モデル事業終了後において公衆浴場業界が自主的に健康入浴に取り組めるよう配慮して下さい。

○ どのような取り組みを行うか？

モデル事業において、どのような内容にするかについては、事業に協力する公衆浴場業界や参加者の声等を参考にしながら、継続的に実施することも念頭に考える必要があります。



① 都道府県指導センターが実施する基本的な内容（健康指導・入浴指導等）のモデル事業

② 都道府県指導センターが実施するイベント的な内容のモデル事業

③ 公衆浴場業界が自主的に取り組む基本的な内容の健康入浴事業

④ 公衆浴場業界が自主的に取り組むイベント的な内容の健康入浴事業

本事例集の目的

本書は、すでに実施されている都道府県指導センターにおける健康入浴推進事業の事例の中から、以下の4つの事例を紹介します。

- ① モデル事業実施後において、業界と地方公共団体が自主的に健康入浴事業に取り組めるよう配慮した事例（東京都）
- ② 地元の大学と連携し、地域資源を活用した事例（滋賀県）
- ③ モデル事業実施後において、実際に業界と地方公共団体が主体的に健康入浴事業に取り組んでいる事例（兵庫県）
- ④ 多くの人に参加してもらうためイベントを活用した事例（徳島県）

すでに本事業に取り組んでいる、あるいは、今後、新たに取り組もうとする都道府県指導センター、地方公共団体、公衆浴場の経営者の皆様に、この事業の目的、実施内容、実施方法を検討する際の参考資料としてご活用下さい。

公衆浴場は、地域社会における住民の交流の基点となり得る地域資源といえます。

「健康入浴」の推進によって公衆浴場を活用した地域の活性化に取り組んでいきましょう。

目次

その1 検討会を設け、継続的な事業を実現

東京都 1～5ページ

その2 大学の協力を得て地域観光資源を活用した「銭湯めぐりマップ」を作成

滋賀県 6～10ページ

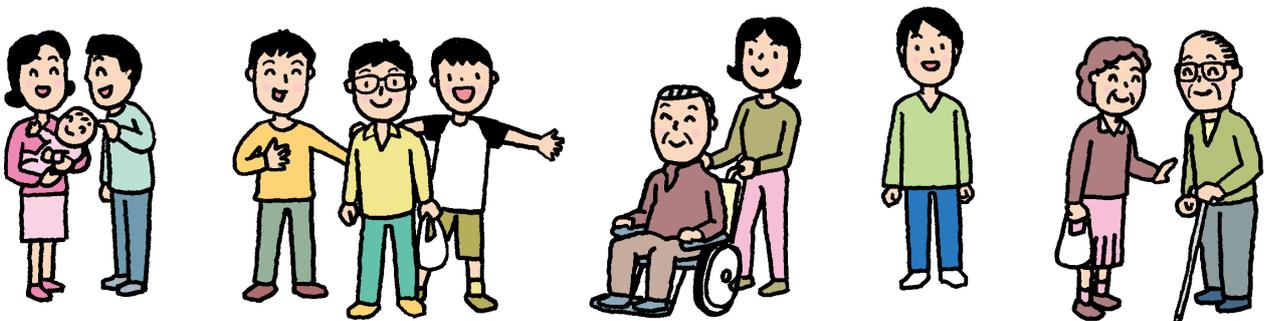
その3 市地域包括支援センターなどとの連携により、福祉事業に協力

兵庫県 11～14ページ

その4 ウォーキング協会との連携により、健康イベントを開催

徳島県 15～19ページ

法令資料 20～21ページ



検討会を設け、 継続的な事業を実現

東京都

ポイント

(財)東京都生活衛生営業指導センター（以下「都指導センター」と表記）は、健康入浴推進モデル事業（以下「モデル事業」と表記）を東京都公衆浴場業生活衛生同業組合（以下「都浴場組合」と表記）に委託し実施しています。

モデル事業の実施にあたっては、モデル地域の行政担当者が参加するなどの工夫から、モデル事業実施後も都浴場組合と都・区・市が連携してスムーズに本事業が地域にあった形で継続されています。

- 事業の実施を都浴場組合に委託することにより、公衆浴場業界の本事業に対する自主性を促進
- 事業委託にあたって、区・市単位で数力所をモデル地域と定め、それぞれの地域に地区検討会の設置を義務付け
- 都指導センターは都に依頼し、主管課、区・市主管課の担当者が必ず地域検討会に参画
- 区・市担当者がモデル事業の実施に携わることにより、次年度以降は区・市の事業としてスムーズに引き継ぐことが可能

これまでの経過

平成16年4月、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」が改正されたのを受け、都指導センターは平成17年度から国庫補助事業としてお年寄りを対象とした健康入浴推進事業に着手、同年度には港区と豊島区でモデル事業を実施しました。

さらに平成18年度からは都浴場組合に委託し、同年度は葛飾支部と三鷹支部、平成19年度は大田支部、平成20年度は荒川支部でそれぞれモデル事業を実施しました。都指導センター専務理事の木川幸子さんは「都指導センターがバックアップする過程で、都浴場組合が健康入浴事業のノウハウを蓄積し、その中から地域と各組合支部の実情に即した、実現可能なものか

ら着手することにより、本事業の自主性・継続性が期待できます」と全面委託の理由を話しています。

具体的な事業内容としては、①健康入浴推進員の養成講習会、②健康入浴推進事業運営協議会、③65歳以上を対象とした健康入浴推進モデル事業——の3本柱から成っています。②の運営協議会については、東京都では地区健康入浴推進事業検討会を開催し、モデル事業のノウハウや成果を当該自治体である区市ならびに地区浴場組合支部などにフィードバックして活用してもらう方式で実施しています。

検討会の設置

健康入浴推進事業を各地区において効果的に実施するため、地区健康入浴推進事業検討会(以

下「検討会」と表記)を設置し、モデル事業の推進並びに事業実施後の評価等を行っています。

検討会は都浴場組合が主宰・企画・立案し、都指導センター、当該地区浴場組合支部及び福祉関係団体等の関係者並びに当該区市町村の事務担当者(保健師、看護師、栄養士、健康運動指導士等を含む)等をもって構成しています。

都指導センター経営指導員の伊部秀夫さんは、検討会を設置したメリットを次のように話しています。「事業を継続するためには市区町村の支援を得ることが不可欠です。しかし、組合支部単位で個々に市区町村の担当窓口と交渉するのは時間的にも人的にも難しいため、検討会を設置しました。しかも、都の主管課一区の主管課、都浴場組合一組合支部が“縦の連携”を取りながら問題点を検討会に持ち寄り、その席で今度は“横の連携”で出席者一同で共通認識を持ちながら問題を整理し、クリアしていけます」。

平成19年度における大田区検討会の要領を右に掲載しました。また、メンバーは次ページの【表1】のとおりです。

大田区検討会ではモデル事業の前後2回にわたって会議を開き、プログラム内容、人集めの問題(区報掲載やチラシ制作分担)、お年寄りに対する安全配慮、万一に備えた保険加入、アンケート内容など、今後の事業に資するため熱のこもった意見交換が行われました。

モデル事業の内容

モデル事業は、健康体操と健康についてのお話、健康豆知識紹介などから構成され、所要時間はおおむね1時間半、その後無料入浴となります。

プログラムの一例は次のようなものでした。

- ①挨拶、自己紹介、プログラム説明
- ②転倒予防、リラックス体操(腕・首・肩・

地区健康入浴推進事業検討会要領

(目的)

第1条 この要領は、健康入浴推進モデル事業(以下「モデル事業」という。)の円滑な運営のための検討及び事業実施後の評価を行うため地区健康入浴推進事業検討会(以下「検討会」という。)の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討及び評価を行う。

- (1) モデル事業の運営に関する事
- (2) モデル事業の実施後の評価に関する事
- (3) その他モデル事業に必要な事項に関する事

(構成)

第3条 検討会の委員の構成は次のとおりとし、財団法人東京都生活衛生営業指導センター理事長(以下「理事長」という。)が委嘱する。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 地区地方自治体職員 | 3名以内 |
| (2) 地区公衆浴場組合関係者(難聴聴員) | 4名以内 |
| (3) モデル事業実施業者 | 2名以内 |
| (4) モデル事業参加団体関係者 | 3名以内 |
| (5) モデル事業指導関係者 | 3名以内 |

(委員長)

第4条 検討会に委員長を1名置く。

- 2 委員長は委員の中から理事長が委嘱する。
- 3 委員長は検討会の議長を務めるほか、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。

(会議及び定足数)

第5条 検討会は理事長が招集する。

- 2 検討会の開催は、委員の過半数の出席を要するものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 検討会の要請を受け、理事長が認めるときは委員以外の者を検討会に出席させることができる。

(報酬等の支給)

第7条 検討会に出席した者については、報酬及び旅費を支給する。ただし、地方自治体職員については支給しない。

- 2 前項に定める報酬及び旅費の額、支給方法は理事長が別に定めるところによる。

(運営に必要な事項)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、検討会において定めることができるものとする。

(庶務)

第9条 検討会に関する庶務は、財団法人東京都生活衛生営業指導センター事務局において処理するものとする。

- 2 事務局の職員は検討会に出席し、委員長の許可を得て発言することができる。

付 則

この要領は、平成17年12月1日から施行する。

上半身をツイスト、足首運動)

- ③体を温めようリズム体操(「幸せなら手をたたこう」の歌に乗せて)



タオルを使って「尿失禁予防体操」をする参加者（大田区のモデル事業で）

表1 大田区健康入浴推進事業検討会メンバー
(平成19年度・氏名略)

区分	所属
地区公衆浴場組合関係	委員長 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合 支部長
	〃 〃 〃 幹事
	〃 〃 〃 前幹事
	〃 〃 〃 元幹事
モデル実施浴場関係	〃 〃 〃 幹事
	〃 〃 〃 公衆浴場経営
東京都関係	福祉保健局健康安全室環境衛生課生活衛生係 係長
	〃 〃 〃 主任
地区地方自治体関係	大田区保健所 健康推進課 課長
	〃 〃 〃 健康推進課 保健企画担当係 係長
	大田東地域行政センター地域福祉課 主査
	大田区産業経済部産業振興課商業振興係 係長
財東京都生活衛生営業指導センター	財東京都生活衛生営業指導センター 専務理事
	〃 〃 〃 経営指導員
	〃 〃 〃 職員
企画・指導事業者	外部事業者 営業企画部 主任
	〃 〃 城南・川崎地区リーダー
東京都公衆浴場業生活衛生同業組合	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合 理事長
	〃 〃 〃 常務理事
	〃 〃 〃 事務局長

- ④休憩・水分補給（健康についてのお話）
- ⑤下半身強化、尿失禁予防体操（タオルを使用して）
- ⑥休憩・水分補給（健康豆知識）
- ⑦リズム体操
- ⑧整理体操
- ⑨終了挨拶、アンケート記入
- ⑩入浴

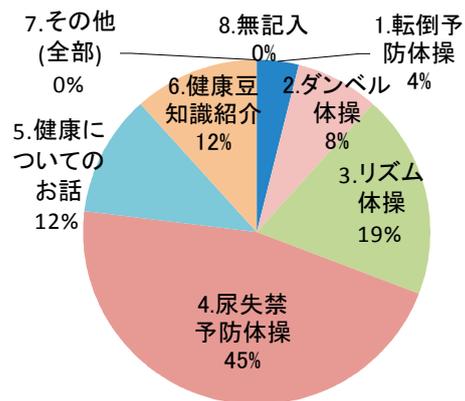


図1 アンケート「プログラムの中で一番よかったのはどれですか？」

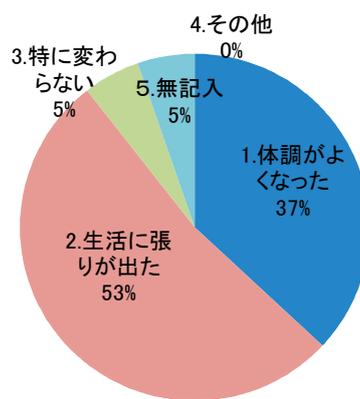


図2 アンケート「毎日の生活に変化はありましたか？」

健康体操の企画・指導はプロの体操指導員を擁する外部事業者に依頼して行われました。

2回目のプログラム終了後、参加者にアンケートを記入してもらいました。一例を挙げると、「プログラムの中で一番よかったのはどれですか？」では尿失禁予防体操が45%、リズム体操19%、健康についてのお話と健康豆知識が各12%、ダンベル体操8%、転倒予防体操4%でした【図1】。「(1回目の)プログラムを実施して変化はありましたか？」では、「生活に張りが出た」53%、「体調が良くなった」37%など、おおむね好評の声が寄せられ【図2】、モデル事業の目的がかなりの部分、達成されたことがうかがわれました。

事業の継続

モデル事業の目的は事業終了後、次年度以降も組合支部がこれまで積み上げてきた事業実績を踏まえ、区・市の補助事業として継続・発展することにあります。モデル事業終了後、引き続き独自に健康入浴事業を実施している浴場施

設または浴場組合とプログラムは次のとおりです。

▽港支部＝健康をテーマとした講義、体操、落語などのイベント（参加費無料）を実施しています。実施回数は年各6回で、実施浴場数8浴場です。

▽豊島支部＝浴場ミニデイサービス事業として、ゲームやレクリエーション、入浴などを楽しんでもらうことにより、閉じこもりを予防し、健康増進とお年寄り同士の交流を図ることを目的としています。実施回数は週1回、4カ月を1サイクルとして、区内4ブロックで年間3サイクル実施しています。

▽葛飾支部＝ふれあい銭湯事業として、浴場の営業時間前に脱衣場を利用して健康体操やレクリエーションなどの事業を月1回程度、9カ所で行っています。

▽武蔵野市三鷹支部（千代乃湯）＝独自で介護入浴事業を実施していて、月曜日から金曜日まで利用者の家を回って送り迎えし、朝9時から脱衣場を利用してお茶を飲んだり健康体操などを行い、早い人で午前11時30分ごろから入浴することが可能となっています。また、ヘルパー（2～3人）もいて、1日約15～20人の利用者がいます。利用者にはそれぞれにケアマネジャーがいて、1カ月プランで一人ひとりのプランに沿った体操などを行っています。年齢層も幅広く、60歳代前半から100歳くらいまでの利用者がいます。

▽大田支部（次の項目で詳述）

区事業として継承している例

都浴場組合大田支部では、大田区の予算で健康入浴事業に取り組んでいます。そこに至るまでの支部の活動を紹介します。



事業をスタートさせたのは都浴場組合大田支部長の近藤和幸さん＝写真＝です。

近藤さんは「健康入浴推進員養成講習会」の修了者



タオルを使った健康体操（大田区のパイロット事業で）

だったこともあり、常々、各地で浴場組合と自治体が連携して健康入浴事業を展開しているのを耳にしていました。そして「自治体に認めてもらうには実績を示す必要がある」と、自ら経営する公衆浴場「はすぬま温泉」1軒でパイロットケースとして健康入浴事業に挑戦することを決心。「23区内ではもっとも組合員が多い（現在68軒）大田支部蒲田組合長（当時）として挑戦しないわけにはいかない」という思いからだった、と言います。

そこで、区の行政センターを何度か訪ね、関係スタッフを派遣してくれる区民講座による「出張講座」制度があることを知り、この制度を利用することにしました。そして平成19年1月と2月の2回、いずれも午後1:30～3:00、区南地域行政センター区民講座による出張講座と区保健所スタッフの協力を得て健康入浴事業を開催しました。

内容は次のようなものでした。

- ①介護予防（転倒予防、閉じこもり予防など健康で明るい老後にするためのヒント）のお話
- ②病気予防（生活習慣病予防は食事から、死の四重奏＜高血圧・高脂血症・糖尿病・肥満＞の予防）のお話
- ③体重、血圧の測定
- ④健康体操、水中体操の指導
- ⑤無料入浴

これまでの都モデル事業及びこの単独事業を受けて、平成19年にはパイロットとして近藤

さんを含む組合員8軒で事業を実施。同年10～12月にかけて、8軒が1回ずつ、計8回開催しました。

パイロット事業終了後、継続して実施するためには「まったくのボランティア活動では長続きしない」と考え、近藤さんらは区に働きかけた結果、平成20年度からは区の事業として「健康入浴大学」がスタート。同年度、8軒の組合員が開催する8回の事業に対して、脱衣場をお年寄りに開放するため会場費も区から出るようになりました。さらに、区費でプロの体操指導員が指導に当たりました。そして、近藤さんらが示した実績により、21年度の区予算で会場費が増額されることになりました。さらに、区費でプロの体操指導員が指導に当たることも決まりました。

このように、都浴場組合大田支部の近藤和幸さんが始めた、単独の健康入浴事業は“シード”（種）となって次の年度には大田支部全体に広めるために都指導センターのモデル事業として、また8組合員による連携事業となって花開き、次の年には区の事業という果実となって継承されることになりました。

近藤さんは銭湯経営の三代目。「区のスタッフによると、銭湯で行われる事業の方が公民館などより、お年寄りの顔が生き生きしているそうです。それだけ、皆さんが銭湯を介して顔なじみになっているからでしょう。これからも、地域の皆さんに恩返しのつもりで、『健康入浴大学』を続けていきたい」と言葉を結んでくれました。

これからの銭湯の新しい役割

既述したとおり、モデル事業は三本柱から成っています。

その一つ、「健康入浴推進員養成講習会」に組合員が参加することにより、事業の重要性を認識することが事業の推進力につながります。これにより、他の二つの柱である「健康入浴推進事業」の意義に対する理解が進み、「地区検討会」への積極的な参加により、事業の方向性・

継続性も定まることとなります。

公衆浴場は、身近な町の“社会資源”として近年、注目を浴びています。先に述べた近藤さんは平成18年の事業で参加者からアンケート（重複回答）を取りました。その結果、「自宅にお風呂がありますか？」には3分の2を超える69%が「ある」と答えています。この数字は、「知人と会える」「いろいろな人と話ができる」各40%の答えと考え併せ、内風呂があるにもかかわらずお年寄りが銭湯を「交流の場」として利用することで、「引きこもり」の予防になっていることを如実に物語っていると言えます。

近藤さんは、認知症を早期発見する場として銭湯を利用してもらうことで早期治療につなげる企画を区に提案しています。また「お年寄りばかりではなく、フラダンス、ヨガ、手品など町のサークル団体の方々にも参加してもらい“地域に開かれた事業”にすることで、銭湯を“世代を超えたコミュニケーション拠点”にしたい」と抱負を語っています。

都指導センター専務理事の木川さんは「行政側では現在、多様な福祉・健康施策を展開していますが、公衆浴場が活動の場の一つとして行政の担当者にどうイメージしてもらえるかが重要になってきています」と話しています。

大田区の場合のように、都と区の両方の行政が絡むことによって、モデル事業の終了後も公衆浴場をさまざまな活動の場、地域の核として位置づけることができます。つまり、健康入浴推進事業は、その地域の事情、事業主体である組合支部の受け入れ態勢に即して種々の展開が可能であることを示しています。

大学の協力を得て地域観光資源を活用した「銭湯めぐりマップ」を作成

滋賀県

ポイント

(財)滋賀県生活衛生営業指導センター（以下「県指導センター」と表記）は、地元大学の協力を得て、地域の観光資源と銭湯を「ウォーキング」という「運動」でマッチングさせた「銭湯めぐり（ウォーキング）マップ」を作成しました。観光地をウォーキングで楽しみながら、銭湯での入浴を勧めるユニークな取り組みです。

- 公衆浴場施設における健康入浴事業の型に捉われることなく、地域の観光資源とウォーキングに着目し、観光とウォーキングと銭湯をマッチさせた観光マップを作成
- マップの作成にあたっては、地元大学のゼミの協力を得ることにより産学連携を実践
- 大学との連携が功を奏してマスコミも注目

これまでの経過

「ウォーキングで湖都大津銭湯めぐりマップ」の作成は、平成19年度の健康入浴推進モデル事業（以下「モデル事業」と表記）として行われました。

きっかけとなったのは、前年に県東部の東近江市内の銭湯でウォーキングクラブと連携したモデル事業を実施した際に、銭湯経営者から「ウォーキングのコースが整備できれば」との声を受け、県指導センター専務理事の谷本義広さんが「健康入浴推進事業運営協議会」のメンバーである、県大津保健所職員に相談したところ、びわこ成蹊スポーツ大学（大津市北比良）の生涯スポーツ学科健康スポーツ学専攻で医学博士の金森雅夫教授を紹介されました。金森教授の快諾を受け、ゼミの学生12人によるマップづくりが始まったのは19年の7月下旬でした。

「17軒の銭湯の位置を調べると、12軒がうまい具合に東西南北に数軒ずつありました」と金森さん。位置的にコースを組みにくい5軒の

ぞいた12軒の銭湯を盛り込んでコースを考えることになりました。夏休みなども利用して市内を自転車や徒歩で巡り、銭湯も訪ねた学生たちは、全員が銭湯初体験だったと言います。

11月に原案ができ、学生らが実際にウォーキングを行って銭湯での入浴も体験。その後意見交換、コースの最終調整の場を持ちました。

ウォーキングマップとは

「ウォーキングで湖都大津銭湯めぐりマップ」



ウォーキングマップ作りについて熱心に話し合う金森ゼミの学生と銭湯経営者たち

が完成したのは平成20年3月。2kmから7kmの6つのコースを色分けして紹介しています【8～9ページに一部を掲載】。各コースには「JR大津駅ロング8字コース（ファミリーふれあいコース）約7km、2時間30分」や、「京阪浜大津北コース（食べ歩きコース）約3km、1時間10分」など、親しみやすい名称もつけられています。

ウォーキングの起点として銭湯のロッカーを利用する場合も考慮して、12の銭湯は写真とセールスポイント、営業日・時間、連絡先などを掲載。このほか「湖都大津の歴史にも触れてほしい」との要望を受けて名所・旧跡にはイラストや紹介文も付けました。大津宿本陣跡の紹介文には、マップの表紙がこの界隈の賑わいを描いた歌川広重の「木曾街道六十九次大津」から編集したことを伝えています。

また、マップの他の部分には桜の名所にはピンクの花のマーク、風光明媚な場所には「展望良し」の吹き出し、道標のほか、焼き芋、コロッケ、力餅、おまんじゅう、ふな寿司などの店情報など、マップを手にウォーキングをしたくなる気持ちを沸き立たせるような内容になっています。

地図以外の市内の銭湯についても名称、住所、電話番号、定休日などを表組みにして掲載しました。ウォーキング後のストレッチにもなる水中運動も紹介して、銭湯を利用した健康づくりをPRし、地域住民の健康増進に役立てるだけでなく、観光客にも手にとってもらおうと、作成した1万部はJR大津駅などにある観光施設にも置かせてもらいました。県指導センターのホームページには、PDFファイルでのダウンロードが可能であることも告知されています。

事業の特徴と効果

県指導センター専務理事の谷本さんは「ウォーキングマップの作成にあたっては金森教授と学生たちの全面的な協力があり、県指導センターも銭湯経営者も大変助かりました」と話しています。県指導センターや県公衆浴場業



びわこ成蹊スポーツ大生の協力で「銭湯めぐりマップ」6コースが完成したことを報じる朝日新聞の紙面

生活衛生同業組合理事たちは、学生とのミーティングへの出席とコースの下見をしました。が、コースの原案に注文をつけることはありませんでした。

地元の学生たちが銭湯の活性化に一役買ったという明るいニュースは、新聞各紙やテレビ、ラジオに取り上げられるなど、PR面でも思いがけない効果があったほか、報道を通して「身近な場所に銭湯があることを知った」とか「昔を思い出した」などの声も聞かれました。銭湯には、マップを手にしたお客様も訪れ、効果が現れ始めています。「湯～トピアきりしま」を経営する宮崎丹蔵さんは「マップをきっかけに、昔の銭湯のことなどお客様との会話が弾んだ」と話し、地元の人だけでなく、観光客らしい人がマップを手に歩いている姿を何度も見かけ、嬉しい思いをしているそうです。

平成20年度事業として、マップの活用法として学生たちからの声も多かったスタンプラリーを、11月、少し形を変えて実施しました。これは、市内17銭湯に銭湯名とキーワードを書いた

【本文、10ページに続く】



ウォーキングで 湖都大津

気軽に歩いてちよっと入浴

銭湯めぐりマップ

※定数の入浴料金は、半湯お湯1日1回2000円料金を1人入浴です。
 ※営業時間午後9時～10時
 ※ウォーキング時の経過のウォーキングコースについては最新にお盆にお知らせいたします。
 ※本マップ内容は平成28年4月現在までのものです。

全コース図

- A 新大阪大津北コース (約25km、1時間15分)
- B 新大阪大津南コース (約25km、1時間15分)
- C JR大津駅ショートコース (約5km、30分)
- D JR大津駅ロング8字コース (約7km、30分)
- E JR石山駅北コース (約15km、1時間)
- F 伊勢山温泉コース (約15km、1時間)

西の庄湯

お湯がおいしい温泉。お風呂の湯気が、お肌を潤かす。お風呂の湯気が、お肌を潤かす。お風呂の湯気が、お肌を潤かす。

新津湯

お湯がおいしい温泉。お風呂の湯気が、お肌を潤かす。お風呂の湯気が、お肌を潤かす。お風呂の湯気が、お肌を潤かす。

0コース
 JR大津駅
 ロング8字コース
 ファミリー
 ふりあひコース

これからの課題

谷本さんは「銭湯では経営者の高齢化が進んでいるところが多い」と言い、スタンプラリーの実施にも負担をかけまいとする心配りをしています。初めて銭湯を訪れた学生たちからは、「泡風呂」や「スーパージェット風呂」「寝風呂」などを珍しく思う声とともに、「トイレが不衛生だった」「番台から見られるのがいや」などの改善を望む声もありましたが、銭湯では改善が進まない現状もあります。しかし、県指導センターでは、せっかく作ったマップの活用を通して、銭湯の活性化を進めたいと考えています。金森教授はマップ作成にあたり、「初心者からウォーキングの上級者まで、色々な人たちが満足できるコースづくりと、坂道などを積極的に取り入れ、ウォーキングの効果が上がるように指示した」と話しています。ウォーキングに限らず、スポーツで汗を流した直後の入浴は、運動の効果を高めるとともに、筋肉や精神のリラックスにもなり理想的だとも言います。銭湯のように広い浴槽ならよりリラックス効果も高いとも。運動と風呂を結びつけるのは医学的にも根拠があり、「例えばサッカーチームや野球クラブなどに練習後の銭湯入浴を勧めてみてはどうか」という意見も出されました。

谷本さんは、「次回のマップの印刷時には、金森教授の話を是非盛り込みたい」と意欲を見せています。マップのコースが健康に効果のあるウォーキングコースであり、運動後の入浴とセットで実施するのが望ましいと付け加え、銭湯の活用を促そうというのです。また、JR大津駅など、観光施設に置いたマップはすぐになくなったことから、大津を訪れた人の多くが手にしていると思われます。

観光都市大津の魅力も十分に紹介したマップは、銭湯と商店、商店街などが連携して新たな観光事業を生み出す可能性も秘めていそうです。今後の活用に期待が膨らみます。



銭湯を巡って2つのキーワードを見つけるイベントの開催を告げるポスター

ポスターを掲示し、2カ所のキーワードを書いて県指導センターに応募するという方法でした(上のポスター参照)。この方法について谷本さんは「銭湯側に負担をかけたくなかった」と話しています。賞品は血圧計(5人)と無料入浴券(5回分・10人)で、応募総数は約100人でした。

大学側での事業の効果について、金森教授は「学生たちにとって、学びを仕事に結びつけることのできる最良の教材だった」と話しています。学生たちが卒業後、実社会に出た際、与えられた仕事の中で、スポーツにかかわる部分を見つけ、これまでの経験や自己を活かす方法を知ったと考えているそうです。

3つ折りマップの裏面には「びわこ成蹊スポーツ大学金森ゼミ」の協力を受けたこと、12人の学生の名前も掲載されており、マップを手にした学生はもちろん、学生の親たちからも感謝の声が金森教授の元に届いたそうです。

市地域包括支援センターなどとの 連携により、福祉事業に協力

兵庫県

ポイント

兵庫県の事例は、兵庫県公衆浴場業生活衛生同業組合西宮支部（以下「西宮支部」と表記）の取り組みです。西宮支部（西宮浴場商業協同組合）では西宮市の予算を活用し、健康入浴推進事業の一環として「湯友講座」に取り組んでいます。

実施に際しても、市役所、社会福祉協議会、浴場業界がそれぞれの役割を分担し、地域の健康増進に取り組んでいます。

- 地域における健康入浴推進事業のあり方のモデル的な事例
- 健康入浴を市の福祉対策として取り組む
- 浴場業界は場所を提供し、開催告知・スタッフの手配・参加者の募集などを市や社会福祉協議会と分担

「湯友講座」実施までの経過

おおむね65歳以上の高齢者を対象に、公衆浴場のロビーなどで開催される「湯友講座」は、市が行う「出前講座」に銭湯が場所を提供するという方式で、平成18年にスタートしました。西宮市と西宮支部など関係機関の連携はスムーズで、受講者からも歓迎され、しっかりと地域に定着しています。

実施までの経過について、西宮支部長の浜野章さんは「平成17年秋に敬老入浴券の廃止が決まり、これに代わる新たな事業の実施を市に求めました」と話しています。これを受けたのが市健康福祉局長寿社会部高齢福祉グループの町田竹之さんです。

西宮市は平成7年の阪神・淡路大震災で罹災し、震災前には33軒が営業していた公衆浴場が震災後9軒にまで減少しました。町田さんは「震災時、銭湯の果たした役割は大きく、浴場の重要性を痛感した」と話しています。震災直後の

断水時でも、地下水をくみ上げている公衆浴場はいち早く営業を再開し、多くの人たちに喜ばれました。体育館など避難所での生活を余儀なくされた人たちにとっては、寒い時期にほっとくつろげるひとときを与えただけでなく、公衆衛生の上でも果たした役割は大きく、「それは災害を経験した人でなければわからないかもしれません」と話す町田さんは、公衆浴場は貴重な社会資源の一つという思いを新たにされたの



「湯友講座」で手作りカルタに興じる参加者たち

でした。

平成18年に介護保険法が一部改正されたのに伴い、市では介護予防に力を入れた新たな事業の実施を迫られていました。そうした時代背景のなかで、西宮支部が新たな事業の実施を市に持ちかけたのです。

「西宮支部からの申し出と、新たな事業実施のタイミングがぴったり合いました」と町田さん。介護予防についてのPRや普及啓発活動には、お年寄りが自然と集まってくるような場所が最適と考えていましたが、それがどこなのかを決めかねていた矢先、浜野さんたちの申し出があり「公衆浴場ならお年寄りが集うのに最適で、講座や教室を開いて学びの場にしたい」と、さっそく「公衆浴場における介護予防事業の流れ」を構築し、実施に向け動き始めました。

公衆浴場の“敷居の低さ”が魅力

町田さんは、公衆浴場が講座の開催場所に適しているポイントについて次のような点を挙げています。

- ・市内に分散して立地している
- ・公民館や集会場と比較して、敷居の低さがお年寄りに親しみやすい
- ・公民館や集会場は所轄地域外からの参加が難しい
- ・公民館や集会場は会場利用について予約制の所が多く、事務が複雑になるだけでなく、希望日が取れない場合もある

「湯友講座」は市内9軒の公衆浴場が会場となり、それぞれに毎月2回ずつ開催。市からは会場費が各公衆浴場に支払われます。講師は、平成18年の法改正に伴い設置が義務付けられた社会福祉法人地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」と表記）の職員が当たります。開催日時や場所は市の広報で市民に告知していますが、平成18年の開講時にはそれだけで足りない、町田さんら市の職員も公衆浴場を訪れるお年寄りにチラシを配布して参加を呼びかけたことがあったそうです。「『本当に市の職員さんなのですか?』といぶかしがるお年寄



「湯友講座」への参加を呼びかけるチラシ

りもおられた」と町田さんは回想します。まだ、介護予防に向けた取り組みが定着していなかったことがうかがえます。

町田さんは「介護予防については、何をするかを自由に発想できます」と話しています。比較的元気なお年寄りに外出を促し、人と接触しながら体を動かしたり、頭を使ってもらったりという内容を中心に、お年寄りが興味を持ち、喜ばれそうなことをプログラムすれば、色々な事ができるというのです。来てもらうことが第一で、開催場所の選択は大きなウエイトを占めます。親しみやすく、敷居の低さが魅力の公衆浴場での開催は、気やすさもあり、色々な意見を聞ける点でも利用者のニーズを反映しやすいと話しています。

「湯友講座」の内容

実施当時は、市も参加者も公衆浴場も手探り状態だった講座ですが、現在は、地域包括支援センターでプログラムが決められ、「外部講師を招く際に依頼をするくらいです」と町田さん。平成20年6月、朝日新聞に「銭湯で講座」と題して、消費者被害を防ぐための啓発活動が「湯友講座」で行われていることが報じられました。記事の中で担当講師は「銭湯は参加者が発言し



スタッフの助言を得ながら柔軟体操をする「湯友講座」の参加者たち

やすい雰囲気があり、参加者同士の付き合いも密になれば、より被害防止につながる」と話しています。

浜野さんが経営する「新湯」では、毎月第2・第4木曜日の午後1時30分から1時間15分の講座が開かれます。午後1時には参加者が集い始め、浜野さんや参加者同士で挨拶代わりの近況報告などで話に花が咲いていました。

地域包括支援センターの女性職員の指導で、軽い体操から始まり、前回の講座で作った手作りのカルタでカルタ取り、最後は振り込め詐欺の手口や消費者被害についての話を聞きました。特に地上デジタル放送化に伴い、新たな消費者被害が予想されるテレビについて、参加者は熱心に耳を傾けていました。

通常は10人程度の参加者がやって来ますが、この日は雨のため、女性が3人。「徒歩で15分ほどかかります」と話す85歳の女性が最も遠くからの参加者でした。3人は、「一人暮らしなので、ここへ来るのが楽しみ」、「笑い声が絶えない内容で、喜んで来ています」と感想を話してくれました。興味深かったのは、「私たちは元気なので、1日中拘束されるようなデイサービスは行きたくありません。1時間は短いようですが、ボランティア活動などもしていて結構忙しく、月2回の開催に満足です」という意見でした。

公衆浴場を会場にしていますが、入浴は講座に含まれず、希望者が料金を払って入ることになっています。講座の終了とともに営業を始め



▲講座開催場所のひとつ「新湯」

「新湯」側で手作りした▶「湯友講座」の立て看板

る「新湯」では、2日に1度、入浴に来る常連の1人が入浴しました。

町田さんは講座に入浴を含めないことについて、転倒などの事故への危惧と、入浴だけを目的に参加するのは趣旨が違うなどを挙げました。浜野さんは「講座がきっかけとなりお客様が増えている」と話しています。各公衆浴場では講座開催を告げる看板を自費制作するなど、協力を惜しまない体制をとっています。

公衆浴場は地域資源

市、地域包括支援センター、公衆浴場、参加者と連携はスムーズで、今後も継続しての実施が予定される「湯友講座」ですが、町田さんは課題として、①参加状況が天候に左右されること、②利用者の固定化——をあげました。

町田さんは「来なさいではなく、行きたいと思ってもらえるよう、より内容を工夫したい。かつて行われていた井戸端会議的な場所と考えただけでもいいでしょう。生活の中で、ためになることもある井戸端会議です。最終的には、集まって来る地域の人たちで自主的に運営されるコミュニティに発展していけばと考えています」と抱負を話してくれました。

公衆浴場を地域の社会資源と考えた西宮市の発想は、講座と入浴を切り離れた点でユニークですが、お年寄りが訪ねやすい点に注目したことで「このような活用法もあり」と思わせました。

子どもたちにも銭湯体験を

公衆浴場（銭湯）におけるこれからの利用者拡大のための方策として、子どもたちに公衆浴場の良さを知ってもらいたいと願う経営者は多いようです。兵庫県生活衛生営業指導センター（以下「県指導センター」と表記）では、健康入浴推進モデル事業の一つとして、西宮市保健所が行う「出張！健康なんでも講座！ in にしのみや」と題した出前健康講座と連携して、「家族でチャレンジ!! おふろやさんでケンダマ教室」を平成20年度に市内4カ所の公衆浴場で開催しました。

西宮市は、市民が健やかで心豊かに生活できる社会の実現に向け、「にしのみや健康づくり21」を策定し、保健事業を推進してきました。平成14年度からの出前講座はその一環で、自治会や学校、サークルなどからの要請を受け、医師や保健師、管理栄養士などが希望のテーマに沿って無料で講師を務めるものです。

県指導センターでは、この出前講座を公衆浴場で開催し、子どもたちに公衆浴場の体験ができる場を設けました。お楽しみとなるのが、ケンダマで、講師はケンダマ協会に依頼して派遣を受けました。

内容は、まず保健師が「親と子の生活習慣病について」

の30分程度の講話を行い、身長や体重測定、ケンダマ教室と入浴の効用と正しい入浴方法の指導です。4会場とも定員の親子15組、40人近い参加があり、講話を



「ケンダマ教室」参加を呼びかけるチラシ

聞くロビーが満員状態だったものの、ストレッチ体操やケンダマで参加型の内容は満足度の高いものでした。

参加費は無料で、公衆浴場の収益はありませんが、子どもたちが銭湯ファンになれば、これ以上のことはありません。広報活動は市も担当し、県指導センターと県公衆浴場業生活衛生同業組合ではケンダマ教室の講師代と、チラシなどの印刷費を支出したのみです。

開催時間は正午受付開始で、午後3時に終了し、入浴にうつります。午後3時は営業開始時間と一致し、公衆浴場側は通常の営業体制で対応できました。

市、参加者、公衆浴場のすべてにメリットのある活動として今後も継続予定で、県指導センターでは、県内各市町でも同様の取り組みを行いたいと考えています。

20年度健康入浴モデル事業		
実施銭湯 錦湯殿・西宮市青木町		
実施日 平成20年11月3日		
1	参集時間 関係者（組合の応援、保健師、指導センター）	12時00分
2	打ち合わせ、準備・・・参加者チェック用紙（受付・受付場所） 配布資料、記録用紙、エンピツ	
3	参加者の入場（参集者12時00分頃から12時30分来場） 参加者が入場までの間、危険がないか等、注意と配慮をする	12時00分
4	参加者の受付（実施銭湯、組合） 参加者を予め決めておいた参集場所に誘導する	12時40分
5	健康チェックスタート ・ 体重・身長・腹囲の測定（指導センター） ・ 健康一般に関する相談対応（保健師） ・ 事業実施状況の記録と写真撮影（推進員）	13時00分
6	健康チェック終了	13時15分
7	身体に良い話（保健師）	13時15分
8	身体に良い話終了	13時45分
9	体操 ケンダマ	13時45分
10	体操 ケンダマ終了	14時45分
11	入浴の仕方と、効用など（推進員）	14時45分
12	入浴の仕方と、効用終了	15時00分
13	参加者入浴 一般入浴者が15時に入浴することから、12の終了後、直ちに男女浴室に別れて入浴してもらう。	15時00分
14	整理整頓・解散	15時15分

ケンダマ教室プログラムの一例

ウォーキング協会との連携により、健康イベントを開催

徳島県

ポイント

(財)徳島県生活衛生営業指導センター（以下「県指導センター」と表記）の事例は、地元の健康イベントと銭湯での健康入浴をマッチングさせたモデル事業です。

従来のやり方に取り組んだものの、参加者が思うように増えない中、「運動」と「入浴」という健康入浴の2つのキーワードから全く違う形の健康入浴事業に取り組みました。

- ウォーキング協会というスポーツ団体との連携により、健康イベントと銭湯における健康入浴を上手にマッチングさせた取り組み
- ウォーキングマップの作成や当日の運営についても、ウォーキング協会の持っているノウハウを上手に活用
- 誰もが気軽に参加できる健康入浴事業

ゆ・湯・ウォーク実現まで

県指導センターでは、平成17年から従来型のモデル事業を実施してきました。

しかし、実施にあたり最も苦労したのが参加者の確保です。そこで目をつけたのが徳島県ウォーキング協会（以下「県ウォーキング協会」と表記）が実施するウォーキングイベントです。

銭湯の活性化を図るため「スタンプラリー」

の実施を考えていた徳島県公衆浴場生活衛生同業組合（以下「県浴場組合」と表記）の希望をマッチングさせ、新しい事業である「銭湯の駅 ゆ・湯・ウォーク」が実現しました。県ウォーキング協会や県指導センター、県浴場組合では、「徳島の名物」にしたいと意気込んでいます。

実施内容

「銭湯の駅 ゆ・湯・ウォーク」は、ウォーキ



「銭湯（ふろ）の駅 ゆ・湯・ウォーク」参加を呼びかけるチラシ



雨の中、コースの銭湯を訪れた「ゆ・湯・ウォーク」参加者たち



「ゆ・湯・ウォーク」コース図の一例（小松島の湯巡り9キロ）

ングを楽しみながら、道の駅に見立てた公衆浴場に立ち寄って入浴と休憩をとるもので、第1回は平成19年11月18日に実施されました。

徳島、鳴門両市の16の銭湯がほぼ3カ所ずつ組み込まれた6つのコースは、8キロメートル

から14キロメートルまで、参加者が好みの距離を選べるように設定され、徳島市内の中央公園をスタート・ゴール地点にして開催されました。

参加費は200円で、入浴は無料。参加者にはチェックポイントとなる銭湯でスタンプを押し



でもらうスタンプカード（後日、無料入浴券として使用可）と、簡易入浴セット（タオルと石けんなど）もプレゼントしました。参加者は133人で、事前申し込み数からやや減ったのは悪天候によるものです。



入浴やスタンプを押してもらうため銭湯を訪れた参加者たち

実施してわかったことは、ウォーキングの途中で入浴する参加者が少ないことでした。雨と強風で寒かったこともありますが、「入浴は終了後がいい」と思う人が多かったようです。それでも銭湯を体験したいと足湯につかった参加者もいましたし、スタンプカードのスタンプは番台で押すため、全員が公衆浴場を訪れ雰囲気などを体感したことは大きなPRになりました。

第2回は、平成20年10月5日に小松島市で2コース、阿南市で1コースを設定し実施しました（コースの一例を左に掲載）。前回の反省をいかし、入浴は1カ所のみ無料に変更したほかは、ほぼ同じ内容での実施でした。

この日も雨のため参加者が減り、コース変更を希望した人も多く出ましたが、参加者のアンケート結果では前年と同様に、開催を好意的に高く評価する声が寄せられました。参加者93人のうち、当日の入浴者は58人、後日入浴者は17人でした。

事業の効果など

実施に先立ち、新聞各紙が大きく取り上げたことでPRになるとともに、ウォーキング協会と浴場組合のコラボレーションは「全国初」や「全国でも珍しい」取り組みと紹介する記事も多く見られました。NHKテレビでは「ニュースとくしま610」の経済ニュースで「銭湯浴場業界の現状と打開策」と題した特集も生まれ、厳しい経営が続く公衆浴場業の現状と、「ゆ・湯・ウォーク」などを通して銭湯ファンを増やそう



徳島県立徳島県立生活衛生同業組合連盟の
成立の経緯(1974年)～参加銭湯一覧

1 元町湯 徳島市元町 〒760-0001 徳島市元町1-1-1 電話: 087-222-1111	2 城北湯 徳島市城北 〒760-0001 徳島市城北1-1-1 電話: 087-222-1111	3 吉野湯 徳島市吉野 〒760-0001 徳島市吉野1-1-1 電話: 087-222-1111	4 徳島湯 徳島市徳島 〒760-0001 徳島市徳島1-1-1 電話: 087-222-1111
5 津島湯 徳島市津島 〒760-0001 徳島市津島1-1-1 電話: 087-222-1111	6 鳴門湯 鳴門市鳴門 〒761-0001 鳴門市鳴門1-1-1 電話: 087-822-1111	7 阿波湯 阿波市阿波 〒761-0001 阿波市阿波1-1-1 電話: 087-822-1111	8 大塚湯 大塚市大塚 〒761-0001 大塚市大塚1-1-1 電話: 087-822-1111

スタンプラリー券の表紙とスタンプを押してもらう参加銭湯一覧(部分)

とする試みが紹介されました。

「ゆ・湯・ウォーク」に参加して「銭湯の良さを見直した」という人も増えましたし、新聞やテレビの報道も銭湯のがんばりを好意的に取り上げ、認知度アップにつながったと考えられます。

平成20年には同時開催事業として「銭湯の駅巡り スタンプラリー」も行いました。10月10日の「銭湯(1010)の日」にちなみ、銭湯で配布するスタンプ券にスタンプを5個集めると「銭湯無料入浴券」が1枚、8個なら2枚もらえるもので、開催期間は10月1日～31日、無料券使用期間は10月1日～11月30日までと決めました。

22の銭湯をすべて入浴した人からは「全銭湯終了認定証を発行してはどうか」、「無料入浴券の発行と同時に次のラリー券を発行し、スタンプ5個で無料入浴券の交付が続いていくような方法をとってはどうか」という提案もありました。スタンプを集める達成感が喜ばれ、各銭湯に足を運んでもらうには最適な企画であることがわかったのも、「ゆ・湯・ウォーク」で各銭湯がスタンプラリーのノウハウを学んだことから実施できた事業といえるでしょう。

県指導センターと各銭湯の役割

第1回の実施にあたり、予算として390,000円が見込まれました。この中には資料印刷代として40,000円が計上されています。

当日、参加者に配布する地図はコースごとに6種類が準備されたほか、参加証やチラシなど

も含め、低価格が実現したのは、県指導センター事務職員の浦山麻子さんがパソコンを駆使して手作りした成果です。「印刷会社で取った見積もりはびっくりするほどの高額でした」と浦山さん。地図は国土地理院発行の2万5千分の1の地形図を同院の承認を得て複製しました。コース上の銭湯の外観写真も取り込み、完成度の高い仕上がりです。

当日も事務局、スタッフとして県指導センター職員も多忙な一日となりましたが、運営のノウハウは県ウォーキング協会の指示を受け、スムーズな開催となりました。

一方、コースに組み込まれた銭湯では、通常の営業時間(一部を除き午後からの営業が多い)よりも早くから受け入れの準備が必要となりました。結果的に入浴した参加者が少ない銭湯もありましたが、苦情はなく、「スタンプを押したただけでもにぎわいがあって嬉しかった」とか、「日を改めて入浴に来ます」などと言ってくれる参加者とのふれあいを感じた経営者もたくさんいました。

県ウォーキング協会の協力

銭湯を道の駅にみたく、「銭湯の駅」とネーミングしたのは、徳島県ウォーキング協会長の米田潤二さんです。

米田さんは(社)日本ウォーキング協会の副会長も務め、協会が開く各種ウォーキングイベントや、自身が講師を務める講座の終了後などに銭湯入浴を積極的に取り入れて来ました。「徳島から全国に『銭湯の駅』が広まることを想定し



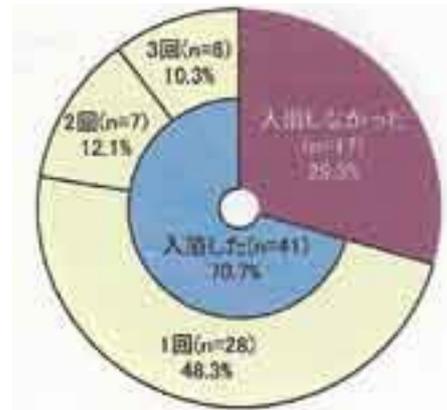
スタンプラリーと「ゆ・湯・ウオーク」開催を報じる徳島新聞

でのネーミング」と話し、スーパー銭湯とは区別して、従来型の銭湯だけにしか名乗れないよう「商標登録したいほど」と言われます。

「ゆ・湯・ウオーク」の開催にあたり米田さんは、県指導センターからもらった県内の銭湯の住所だけを頼りに訪ねて行き、立地や周辺の道路状況など、総合的に判断してルートを設定しました。ルート設定をウォーキングの専門家に頼った理由は、大勢が歩く場合、道路の混雑状況は言うに及ばず、途中のトイレの確保や昼食の場所をどこにするかなど、たくさんのチェック項目をクリアする必要があるからだそうです。

「ゆ・湯・ウオーク」では、入浴をする人、しない人で時差出発するため、第1回目では3カ所の銭湯で集団がバラバラに分かれる場合も想定されました。第1回、第2回と県ウォーキング協会から約20人がスタッフとして参加、参加者の誘導などに協力しました。

米田さんは、「これからのウォーキング協会の活動は、自分が楽しむウォーキングよりもウォーキングの楽しさや効用を啓蒙する方向に向かいます。各県にウォーキング協会の支部があ



行事の中で銭湯に入浴されましたか？
（「ゆ・湯・ウオーク」アンケートから）

りますので、徳島のウォークを参考に全国で『ゆ・湯・ウオーク』が実現するといいですね」と話しています。

これからの課題

米田さんは「ウォーキングはイベントとして行うよりも、日常的に行うことが望ましい」と言います。イベントも、スタートとゴールを銭湯にするルートや、参加者が多い場合には時差を設けて入浴時間をずらすなど、色々なパターンが考えられるとも言い、これからも知恵を拝借できそうです。県浴場組合のメンバーからもウォークの継続を望む声は多いのですが、予算の確保が大きな課題となりそうです。

徳島県は糖尿病での死亡率、小・中学生の肥満率が高いという不名誉な一面と、四国八十八カ所巡りの遍路道も通り、「歩くこと」に対しての憧れも強い県民性があるそうです。県民に勧めるスポーツにウォーキングが選ばれるという動きもあり、「ウォーキング」と「入浴」をマッチさせた取り組みはこれからの可能性も秘めています。

県指導センターや県浴場組合では、2回の開催で設定された9つのコースを活かし、新たなコースの開拓も行いながら、ウォーキングと入浴をマッチングさせた「徳島モデル」の定着に知恵を絞り、継続していきたい考えです。

「徳島モデル〇〇県版」はどこでも実行可能といえそうです。

(社)日本ウォーキング協会のURL = <http://www.walking.or.jp/>

資料 1

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律

昭和56・6・9・法律68号

改正平成11・5・28・法律56号

改正平成16・4・16・法律32号

改正平成19・5・25・法律58号（施行＝平20年10月1日）

（目的）

第1条 この法律は、公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているにもかかわらず著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆浴場についての特別措置を講ずるように努めることにより、住民のその利用の機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

《改正》平16法032

（定義）

第2条 この法律で「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場であつて、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき入浴料金が定められるものをいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。

（活用についての配慮等）

第4条 国及び地方公共団体は、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることにかんがみ、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならない。

《追加》平16法032

2 公衆浴場を経営する者は、前項の公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

《追加》平16法032

（貸付けについての配慮）

第5条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、その業務を行うに当たつて、公衆浴場を経営する者に対し、その公衆浴場の施設又は設備の設置又は整備に要する資金を貸し付ける場合には、通常の条件よりも有利な条件で貸し付けるように努めるものとする。

《改正》平11法056

《改正》平19法058

2 前項の通常の条件よりも有利な条件を定めるに当たつては、この法律の施行の際現に定められている条件及びその後の通常の条件の推移等を勘案して、有利なものになるように配慮するものとする。

（助成等についての配慮）

第6条 国又は地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

都道府県知事
各 政令市市長 殿
特別区区长

厚生労働省健康局長

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を 改正する法律の施行について（施行通知）

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律が、衆議院厚生労働委員長から議員提案され、平成16年4月16日法律第32号として公布され、同日より施行された。その改正の趣旨及び概要については下記のとおりであるので、その内容を十分御了知の上、関係機関等への周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることにかんがみ、国及び地方公共団体は、住民の健康の増進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めるとともに、公衆浴場を経営する者は当該公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める必要がある。このため、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）における公衆浴場の位置づけ等を明確にしようとするものである。

第2 改正の目的

1 目的に関する事項

公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることを明確にするとともに、目的に住民の福祉の向上を加えることとされた。（第1条関係）

2 公衆浴場の活用についての配慮等

- (1) 国及び地方公共団体は、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならないこととされた。（第4条第1項関係）
- (2) 公衆浴場を経営する者は、(1)の公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならないこととされた。（第4条第2項関係）

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行することとされた。（附則関係）

都道府県生活衛生営業指導センター一覽

平成21年3月

	名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	(財)北海道生活衛生営業指導センター	060-0042	札幌市中央区大通西16丁目2番地 北海道浴場会館1階	011-615-2112
2	(財)青森県生活衛生営業指導センター	030-0812	青森市堤町2丁目16番11号 理容会館1階	017-722-7002
3	(財)岩手県生活衛生営業指導センター	020-0883	盛岡市志家町3番13号 岩手県美容会館	019-624-6642
4	(財)宮城県生活衛生営業指導センター	980-0011	仙台市青葉区上杉5丁目1-12 後藤コーポ107号	022-343-8763
5	(財)秋田県生活衛生営業指導センター	010-0877	秋田市千秋矢留町1-19	018-835-0020
6	(財)山形県生活衛生営業指導センター	990-0032	山形市小姓町4-17 山形県生活衛生会館内	023-623-4323
7	(財)福島県生活衛生営業指導センター	960-8053	福島市三河南町1-20 コラッセふくしま7階	024-525-4085
8	(財)茨城県生活衛生営業指導センター	310-0011	水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎	029-225-6603
9	(財)栃木県生活衛生営業指導センター	320-0027	宇都宮市塙田1-3-5 砂川ビル内	028-625-2660
10	(財)群馬県生活衛生営業指導センター	371-0025	前橋市紅雲町一丁目7-12 県住宅供給公社ビル4階	027-224-1809
11	(財)埼玉県生活衛生営業指導センター	330-0063	さいたま市浦和区高砂4-4-17 食環センター 2階	048-863-1873
12	(財)千葉県生活衛生営業指導センター	260-0854	千葉市中央区長洲1-15-7 千葉県森林会館内	043-307-8272
13	(財)東京都生活衛生営業指導センター	150-0012	渋谷区広尾5-7-1 東京都広尾庁舎内	03-3445-8751
14	(財)神奈川県生活衛生営業指導センター	231-0005	横浜市中区本町3-24-2 ニュー本町ビル内	045-212-1102
15	(財)新潟県生活衛生営業指導センター	950-0965	新潟市中央区新光町7番地2 新潟県商工会館4階	025-283-5900
16	(財)富山県生活衛生営業指導センター	930-0855	富山市赤江町1番7号	076-442-0285
17	(財)石川県生活衛生営業指導センター	920-0963	金沢市出羽町2-1 石川県庁出羽町分室3F	076-262-7776
18	(財)福井県生活衛生営業指導センター	910-0005	福井市大手2-9-10 電気ビル3F	0776-25-2064
19	(財)山梨県生活衛生営業指導センター	400-0863	甲府市南口町4-8 山梨県理容会館2階	055-232-1071
20	(財)長野県生活衛生営業指導センター	380-0872	長野市大字南長野妻科426-1 長野県建築士会館3F301	026-235-3612
21	(財)岐阜県生活衛生営業指導センター	500-8384	岐阜市藪田南5丁目14-12 岐阜県シンクタンク庁舎3F	058-216-3670
22	(財)静岡県生活衛生営業指導センター	420-0034	静岡市葵区常磐町3-3-9 静岡生衛会館1F	054-272-7396
23	(財)愛知県生活衛生営業指導センター	461-0011	名古屋市東区白壁一丁目50番地 愛知県白壁庁舎4階	052-953-7443
24	(財)三重県生活衛生営業指導センター	514-0006	津市広明町345-5 三浴ビル3階	059-225-4181
25	(財)滋賀県生活衛生営業指導センター	520-0806	大津市打出浜13-22 滋賀県生活衛生会館内	077-524-2311
26	(財)京都府生活衛生営業指導センター	606-8221	京都市左京区田中西樋ノ口町90	075-722-2051
27	(財)大阪府生活衛生営業指導センター	540-0012	大阪市中央区谷町1-3-1 双馬ビル4F	06-6943-5603
28	(財)兵庫県生活衛生営業指導センター	650-0004	神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立産業会館2F	078-361-8097
29	(財)奈良県生活衛生営業指導センター	630-8123	奈良市三条大宮町1番12号	0742-33-3140
30	(財)和歌山県生活衛生営業指導センター	640-8045	和歌山市土半町33 生衛食肉会館2階	073-431-0657
31	(財)鳥取県生活衛生営業指導センター	680-0801	鳥取市松並町2丁目160番地 城北ビル109号	0857-29-8590
32	(財)島根県生活衛生営業指導センター	690-0882	松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2F	0852-26-0651
33	(財)岡山県生活衛生営業指導センター	700-0813	岡山市北区石関町2-1 岡山県総合福祉会館7階	086-222-3598
34	(財)広島県生活衛生営業指導センター	730-0856	広島市中区河原町1-26 広島県環衛ビル	082-532-1200
35	(財)山口県生活衛生営業指導センター	753-0814	山口市吉敷下東3丁目1番1号	083-928-7512
36	(財)徳島県生活衛生営業指導センター	770-0933	徳島市南仲之町4丁目18 鳥獣センタービル1階	088-623-7400
37	(財)香川県生活衛生営業指導センター	760-0018	高松市天神前6番34号 村瀬ビル3階	087-862-3334
38	(財)愛媛県生活衛生営業指導センター	790-0811	松山市本町7丁目2番地 愛媛県本町ビル2F	089-924-3305
39	(財)高知県生活衛生営業指導センター	780-0870	高知市本町1-5-8 島崎ビル2F	088-872-4124
40	(財)福岡県生活衛生営業指導センター	812-0044	福岡市博多区千代1-2-4 福岡生活衛生食品会館3階	092-651-5115
41	(財)佐賀県生活衛生営業指導センター	840-0826	佐賀市白山一丁目2番13号 諸永ビル3F	0952-25-1432
42	(財)長崎県生活衛生営業指導センター	850-0033	長崎市万才町10-16 パーキングビル川上3F	095-824-6329
43	(財)熊本県生活衛生営業指導センター	862-0959	熊本市白山1丁目4番9号 末永ビル2階	096-362-3061
44	(財)大分県生活衛生営業指導センター	870-0023	大分市長浜町1-12-3 今田ビル3階	097-537-4858
45	(財)宮崎県生活衛生営業指導センター	880-0802	宮崎市別府町3番1号 宮崎日赤会館2階	0985-25-1466
46	(財)鹿児島県生活衛生営業指導センター	892-0846	鹿児島市加治屋町11-2 鶴丸技芸ビル2階	099-222-8332
47	(財)沖縄県生活衛生営業指導センター	901-0152	那覇市字小祿662番 沖縄県生活衛生研修センター 1階	098-891-8960
48	(財)全国生活衛生営業指導センター	105-0004	港区新橋6-8-2 全国生衛会館2階	03-5777-0341

地域で継続!!

健康づくりは銭湯で

健康入浴推進事業事例集

平成21年3月発行

編集・発行／財団法人全国生活衛生営業指導センター
〒105-0004 東京都港区新橋6-8-2 全国生衛会館2階